

評議員及び役員等の報酬規程

(総則)

第1条 公益財団法人愛媛県動物園協会の評議員及び役員等の報酬に関する事項は、定款第13条及び第26条にもとづき、この規程の定めるところによる。

(報酬の種類と額)

第2条 評議員及び役員等の報酬は、次のとおりとする。

- (1) 理事長 年額300,000円
- (2) 監事 年額300,000円
- (3) 評議員及び理事(理事長を除く) 評議員会・理事会等への参加1日につき日額10,000円

(年額報酬の支払い方法)

第3条 年額報酬の支払は、毎月、年額の12分に1の額を支給する。この場合の支給日は、職員に対する給与の支給日と同日とする。

2 年額報酬の役員等が、月の途中で役員等に就任したときは、報酬は、翌月から支給する。

年額報酬の役員が、月の途中で役員を退任したとき、あるいは死亡したときは、報酬の支払は、その月で終了する。

3 支給額の計算において、端数を生じる場合は、これを四捨五入する。

(日額報酬の支払い方法)

第4条 日額報酬は、評議員会、理事会等の開催後に、その都度支給する。

(受取の辞退)

第5条 事情により報酬の受取を希望しない評議員及び役員等は、その旨の意思を表明することにより報酬の受取を辞退できる。

(費用の支払)

第6条 役員等に対し、その職務を行うために必要な費用を支払できる。

2 役員等に旅費を支給する場合の旅費の級格付は、行政職給料表7級相当とする。

(協議事項)

第7条 本規程に定めのない事項については、評議員会において協議し、決定する。

附則

この規程は、財団法人愛媛県動物園協会が公益法人へ移行する日から施行する。